

長野県議会総合農政対策議員連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、長野県議会総合農政対策議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、食料の供給という基本的な役割のほか、国土や環境の保全、伝統文化の伝承など多面的な役割を担う農業・農村の一層の活性化を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 連盟は、長野県議会議員の有志をもって組織する。

(役 員)

第4条 連盟に次の役員を置く。

| | |
|-----|----------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 9 名 |
| 幹事長 | 1 名（副会長の中から選任） |
| 理 事 | 若干名 |

2 会長、副会長及び理事は、加盟議員の互選により定める。

(任 期)

第5条 役員任期は、4年とする。

(役員職務)

第6条 会長は連盟を代表し、その運営を総理し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、会長のもとで事務局を統括する。

4 理事は、加盟議員の連絡を図り、連盟の目的遂行のため、これを推進する。

(会 議)

第7条 連盟の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、加盟議員全員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

4 連盟の会議は、出席議員をもって議事の決定をする。

(経 費)

第8条 連盟の経費は、必要の都度集めるものとする。

(書 記)

第9条 本連盟に書記を置くことができる。

書記は、会長が委嘱する。

附 則

この規約は、平成15年10月8日から施行する。